

中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置について

平成 25 年 7 月 12 日部会決定

平成 26 年 4 月 18 日改正

平成 27 年 6 月 9 日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会に置く小委員会について次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会大気・騒音振動部会に、次の小委員会を置く。
 - (1)自動車排出ガス総合対策小委員会
 - (2)水銀大気排出対策小委員会
- 2 自動車排出ガス総合対策小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。
- 3 水銀大気排出対策小委員会は、水銀の大気への排出に関する対策に関する事項を審議する。
- 4 小委員会の決議は、中央環境審議会大気・騒音振動部会部会長の同意を得て、大気・騒音振動部会の決議とすることができる。
- 5 中央環境審議会大気・騒音振動部会長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。